

本庁舎面積の想定

新庁舎の規模は、施設を利用する職員数を基に算定します。その為の基本指標となる、職員数、議員数の想定をします。

(1) 新庁舎利用職員数想定

庁舎規模を作成するにあたり、新庁舎で執務する職員数を想定する必要があります。

平成 27 年 4 月 1 日時点での春日部市本庁舎群に執務する職員数は【表 1】の通り 733 名です。人口規模と職員数には一定の関係があり、将来における人口規模によって、職員数が増減することが考えられます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 22 年以降徐々に減少が進み、20 年後の平成 47 年には約 18.7 万人になると推計されています。

将来推計人口については、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、市町村においては人口ビジョンおよび地方版総合戦略の策定に努めることとなり、現在、本市でも人口ビジョンの策定を進めています。

一方で、地方分権化や市民ニーズの多様化によって行政の役割も多様化し、業務量が増加傾向にあります。現在の人口／職員比で今後も行政としての役割を十分に果たしていけるかについては、本庁舎の建設とは別に議論が必要になってきます。

これらのことから、本計画においては、現在の職員数が今後も推移していくと想定し、庁舎面積の計算をすることとします。

【表 1】平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数

職員 総数	部長 相当級	次長 相当級	課長	主幹	主査	主任	主事・ 技師	その他 職員
733 人	17 人	25 人	45 人	114 人	157 人	163 人	212 人	0 人

※三役・特別職を除く

(2) 庁舎規模想定

庁舎規模は、下記の3つの方法により、比較検討します。

① 総務省起債対象事業費算定基準

総務省の地方債同意等基準に記載対象となる庁舎標準面積が示されており、この基準を超える部分は一般財源で対応する事となる為、規模の検討における重要な要素となります。

【表3】の算定結果より 19,429 m² と想定。

※災害対策本部、駐車・駐輪場、市民交流スペースを含んでいません。

② 国土交通省申請庁舎面積算定基準

国土交通省により、「利用者の利便の確保や執務能率の増進」を目的として定められた規模算出基準です。

【表4】の算定結果より 20,756 m² と想定。

※災害対策本部、駐車・駐輪場、市民交流スペースを含んでいません。

③ 他市の事例による算定

春日部市と同等程度の人口であり、かつ比較的最近の建設又は計画をしている都市の事例から、職員一人当たりの面積の平均値を基に規模の検討を行う事で、昨今計画されたコンパクト化された庁舎との比較を行います。

【表5】の算定結果より 21,081 m² と想定。

基準面積によると、新庁舎の規模はおよそ 20,000 m²~21,000 m²と考えられますが、この面積には災害対策本部や市民交流スペース等が含まれていません。

今後の「基本計画」、「基本設計」の段階で適正規模を確定していきますが、災害対策本部や市民交流スペース等の付加機能に係る面積を勘案し、他都市の事例も踏まえ、新庁舎の面積は現時点において最大約 21,000 m²、まで（車庫は別とする。）を想定します。

新庁舎の規模 : 約 15,000~21,081 m²

【表3】 ① 総務省起債対象事業費算定基準による算定

区分	役職	人数	換算係数	換算人数	面積(m ²)
(イ)事務室	三役・特別職	2	20	40	
	部長・次長級	42	9	378	
	課長級・副参事	45	5	225	
	課長補佐級・係長	271	2	542	
	一般職員	375	1	375	
	製図員	0	1.7	0	
	その他	0	1	0	
	計	735	-	1560	
	面積計	換算人数×4.5 m ² /人			7,020
(ロ)倉庫	(イ)面積(m ²)	7,020	指数	0.13	913
(ハ)会議室(会議室・便所・洗面所・その他諸室)	職員数(人)	735	標準面積	7 m ² /人	5,145
(ニ)玄関等(共用スペース)玄関・広間・廊下・階段・その他通行部分)	(イ)+(ロ)+(ハ)(m ²)	13,078	指数	0.4	5,231
(ホ)車庫	想定台数(台)	436	標準面積	25 m ² /台	
(ヘ)議事堂(議場、委員会室及び議員控室等)	議員数(人)	32	標準面積	35 m ² /人	1,120
合計					19,429
職員一人当たり面積(m ² /人)					26.43

【表4】 ② 国土交通省申請庁舎面積算定基準による算定

区分	役職	人数	換算係数	換算人員	面積(m ²)
(1)事務室	三役・特別職	2	18.0	36	
	部長・次長級	42	9.0	378	
	課長級・副参事	45	5.0	225	
	課長補佐級・係長	271	2.5	678	
	一般職員	375	1.0	375	
	製図員	0	1.7	0	
	その他	0	1.0	0	
	計	735	-	1,692	
面積計		換算人数×3.3 m ² /人			5,582
(2)会議室	100人当たり40 m ² 、10人増すごとに4 m ²				284
(3)電話交換室	換算人員1600人	標準面積	155	155+(187.5/1942)	171
	換算人員2400人	標準面積	220	*168	
(4)倉庫	(1)の面積	5,582	指数	0.13	726
(5)宿直室	1人当たり10 m ² 、1人増すごとに3.3 m ² (10名を想定)				33.0
(6)庁務員室	1人当たり10 m ² 、1人増すごとに1.65 m ² (10名を想定)				16.5
(7)湯沸室	9.9 m ² (3坪)×5か所(5階と想定した場合、各階に1か所)				49.5
(8)受付及び巡視溜	最小 6.5 m ²				7
(9)便所及び洗面所	職員数(人)	735	標準面積	0.32(m ² /人)	235
(10)医務室	職員数800人以上の場合		標準面積	146(m ²)	146
(11)売店	職員数(人)	735	標準面積	0.085(m ² /人)	62
(12)食堂及び喫茶室	職員数800人以上の場合		標準面積	338(m ²)	338
(13)固有業務	業務支援機能、窓口機能、防災機能、保管機能、福利厚生機能等(職員一人当たり7 m ² (仮)で計算)				5,145
(14)議場・委員会・議員控室等(※1)	議員数(人)	32	標準面積	35(m ² /人)	1,120
(15)機械室(冷暖房)	(1)～(14)の面積計が10,000～15,000 m ² までの場合		標準面積	1,182(m ²)	1,182
(16)電気室	"		標準面積	234(m ²)	234
(17)自家発電室	"		標準面積	44(m ²)	44
(18)玄関・広間・廊下・階段等	(1)～(17)の計	15,375	指数	0.35	5,381
合計					20,756
職員一人当たり面積(m ² /人)					28.2

※1 総務省基準を準用(新営一般庁舎面積算定基準にないため)

※2 国土交通省新営庁舎面積算定基準には理髪店の標準面積も記載されているが、既存庁舎に同様の施設がないため今回の面積算定には含んでいません。

【表5】 ③ 他市の事例による算定

市名	人口	延床面積 (㎡)	庁内 職員数	職員1人当り の面積(㎡)	竣工年
鈴鹿市	201,827	26,789	881	30.40	2006
刈谷市	144,828	28,031	618	45.35	2009
諫早市	141,281	18,504	751	24.63	2009
小牧市	153,557	17,049	687	24.81	2010
町田市	430,304	41,520	1589	26.12	2012
つくば市	215,668	21,004	812	25.86	2010
新発田市	101,202	12,995	420	30.94	2013
那覇市	321,467	38,656	1500	25.77	2012
甲府市	194,800	27,972	844	33.14	2015(予定)
佐野市	121,329	20,440	550	37.16	2015(予定)
平均				28.76	
春日部市	237,244 人	21,081	733	平均値による	

※刈谷市については本庁舎内のフリースペースを簡易ホールとして活用している為、職員1人当たりの面積が広がっていると考えられます。その為、平均値の算定から除いて、平均値を算出しています。

(3) 駐車場・駐輪場の面積の算定

① 一般来庁者駐車場・駐輪場

来庁者の利便性を考慮し、庁舎付近にまとまりのある配置が必要です。規模については、「最大滞留量の近似的計算法」（岡田光正 著）を用いて算定を行います。この方法は、「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う。」とされています。

利用総数は「市-区-町役場の窓口事務施設の調査(関龍夫 著)」(Ⅰ)および「来庁者数調査(平成27年6月22日実施)」(Ⅱ)から算出を行います。

(ア) 利用総数

「市-区-町役場の窓口事務施設の調査」(関龍夫 著)によると、「来庁者のうち自動車による来庁者数の統計値で想定できるが、一般に所轄人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者数として想定します。」とされており、次の式で表されます。

$$\text{来庁台数(台/日)} = \text{人口(a)} \times \text{人口に対する来庁者の割合(b)} \times \text{交通手段の割合(c)}$$

(a) : 春日部市人口 237,244人(平成27年7月1日現在)

(b) : 窓口→0.9% 窓口以外→0.6%

(c) : 春日部市本庁舎移転建替えに係る市民アンケート結果より(平成27年1月)
自家用車 54.2%、自転車 32.8%、バイク 1.6%

【表6】 来庁台数の算定

Ⅰの場合		a	b	c	a×b×c
		現在人口	係数	交通手段の割合	来庁台数
自家用車	窓口	237,244	0.009	0.542	1157
	窓口以外		0.006		772
自転車	窓口		0.009	0.328	700
	窓口以外		0.006		467
バイク	窓口		0.009	0.016	34
	窓口以外		0.006		23

Ⅱの場合		A	B	C	A×B×C
		来庁者数	割合	交通手段の割合	来庁台数
自家用車	窓口	3,219	9/15	0.542	1,047
	窓口以外		6/15		698
自転車	窓口		9/15	0.328	633
	窓口以外		6/15		422
バイク	窓口		9/15	0.016	31
	窓口以外		6/15		21

(イ) 必要駐車台数

また、「最大滞留量の近似的計算法」(岡田光正 著)によると、「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う。」とされており、次の式で表されます。

$$\text{「必要駐車台数}=\text{最大滞留量(台/日)}=1\text{日当たり来庁台数(台/日)}\times\text{集中率}(\alpha)\times\text{平均滞留時間(分)}/60\text{」}$$

- ・ 集中率(α) : 30%(一般事務所タイプ)
- ・ 窓口部門の平均滞留時間 : 30分と想定(窓口 20分、往復 5分)
- ・ 窓口部門以外の平均滞留時間 : 60分と想定

【表7】必要駐車台数の算定

Iの場合		来庁台数	α	β	台数* α * β /60
			集中率	平均滞留時間	必要駐車台数
自家用車	窓口	1,157	0.3	30	174
	窓口以外	772		60	231
	計	1,929		/	
自転車	窓口	700		30	105
	窓口以外	467		60	140
	計	1,167		/	
バイク	窓口	34		30	5
	窓口以外	23		60	7
	計	57		/	

IIの場合		来庁台数	α	β	台数* α * β /60
			集中率(※)	平均滞留時間	必要駐車台数
自家用車	窓口	1,047	0.2	30	105
	窓口以外	698		60	140
	計	1,745		/	
自転車	窓口	633		30	63
	窓口以外	422		60	84
	計	1,055		/	
バイク	窓口	31		30	3
	窓口以外	21		60	4
	計	52		/	

※来庁者数調査により、集中率を20%とした。

② 議員用駐車場

議員数 32名を計上し、32台(④)とします。

③ 車いす使用者用駐車場

バリアフリー法施行規則第 12 条における車いす使用者用駐車施設の設置台数の基準では、200 台超えの場合にあっては当該駐車台数の 100 分の 1 + 2 以上を最低限確保するものとされています。

これにより次の算定式により車いす使用者用駐車施設の設置台数を求めます。

$$\text{I の場合} : 405 (\text{I}-①) \div 100 + 2 = \underline{6.05} \rightarrow 7 \text{ 台} (\text{I}-⑤)$$

$$\text{II の場合} : 245 (\text{II}-①) \div 100 + 2 = \underline{4.45} \rightarrow 5 \text{ 台} (\text{II}-⑤)$$

④ 公用車駐車場

現在、春日部市が持っている公用車総数は 81 台(⑥) です。

(普通車 7 台、小型車 31 台、軽自動車 43 台)。

⑤ 職員駐輪場

現況調査より駐輪場の使用台数は、自転車 215 台(⑦)、オートバイ(原動付自転車含む)41 台(⑧)となっています。

⑥ 必要駐車・駐輪台数

上記算定により今回の本庁舎移転建替え工事における必要駐車・駐輪台数は表 8 の通りとなります。

【表 8】 必要駐車(輪)台数および面積

交通手段	利用者	I		II	
		台数	面積(※)	台数	(面積)
車	来庁者用	(I-①) 405 台	7,290.0 m ²	(II-①) 245 台	4,410.0 m ²
	議員用	(④) 32 台	576.0 m ²	(④) 32 台	576.0 m ²
	車いす使用者用	(I-⑤) 7 台	147.0 m ²	(II-⑤) 5 台	105.0 m ²
	公用車用	(⑥) 81 台	1,458.0 m ²	(⑥) 81 台	1,458.0 m ²
	計	525 台	9,471 m ²	363 台	6,549 m ²
自転車	来庁者用	(I-②) 245 台	245.0 m ²	(II-②) 148 台	148.0 m ²
	職員用	(⑦) 215 台	215.0 m ²	(⑦) 215 台	215.0 m ²
	計	460 台	460.0 m ²	363 台	363.0 m ²
オートバイ	来庁者用	(I-③) 12 台	28.8 m ²	(II-③) 7 台	16.8 m ²
	職員用	(⑧) 41 台	98.4 m ²	(⑧) 41 台	98.4 m ²
	計	53 台	127.2 m ²	48 台	115.2 m ²

※面積は車、自転車、オートバイそれぞれについて、以下のように算出

車：車いす使用者用 1 台あたり 21 m²(埼玉県福祉のまちづくり条例)

これ以外 1 台あたり 18 m²(国土交通省新営庁舎面積算定基準)

自転車：1 m²(春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例 技術基準)

バイク：幅 0.9m×奥行 2.7m=2.4 m²

参考：来庁者調査

実施日時：平成 27 年 6 月 22 日（月）8：30～17：30

方法：調査員の目視による観測

結果：下表のとおり

時間	8：30～	9：30～	10：30～	11：30～	12：30～
来庁者数（人）	348	430	428	409	420
うち乳幼児（人）	4	8	9	10	9
割合	10.6%	13.1%	13.0%	12.4%	12.8%
時間	13：30～	14：30～	15：30～	16：30～	合計
来庁者数（人）	418	373	306	155	3,287
うち乳幼児（人）	10	9	6	3	68
割合	12.7%	11.3%	9.3%	4.7%	-